

手取川上流崩壊地に関する技術検討会

議事次第

日時：令和3年12月1日

14:30~16:30

場所：金沢勤労者プラザ

1. 開会
2. 開会の挨拶
3. 技術検討会趣旨説明
4. 委員等紹介
5. 座長挨拶
6. 議事
 - (1) 大汝国有林の崩壊地概要および現況
 - (2) 令和3年度現地調査結果
 - (3) 初期緑化目標に対する評価結果
 - (4) 施工工種のチェック
 - (5) 今後の方針
7. 閉会の挨拶
8. 閉会

手取川上流崩壊地に関する技術検討会
委員名簿

氏名	現職
こすぎ けんいちろう 小杉 賢一朗	京都大学大学院農学研究科 教授
だいまる ひろむ 大丸 裕武	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 多摩森林科学園長
たかせ けいじ 高瀬 恵次	石川県立大学生物資源環境学部環境科学科 客員教授
なかの ゆうじ 中野 裕司	特定非営利活動法人 日本緑化工協会 理事長
やない せいじ 柳井 清治	石川県立大学生物資源環境学部環境科学科 教授

オブザーバー名簿

いしだ かずのり 石田 和典	国土交通省北陸地方整備局河川部地域河川調整官
さこ ゆうき 迫 裕樹	環境省中部地方環境事務所 白山自然保護官事務所 自然保護官（代理出席）
しまの しゅうじ 島野 秀次	農林水産省北陸農政局農村振興部防災課 課長補佐
いけだ まさひろ 池田 雅弘	石川県農林水産部森林管理課 担当課長（林業政策）
よしだ ただのり 吉田 忠教	石川県土木部砂防課 担当課長
おおい ひでき 大井 秀紀	石川県土木部河川課 課参事（代理出席）
びた けんいち 尾田 健一	白山市産業部 森林対策課 課長（代理出席）

事務局名簿

三 浦 祥 子	近畿中国森林管理局計画保全部長
蓮 尾 秀 平	近畿中国森林管理局計画保全部治山課長
河 内 秀 樹	近畿中国森林管理局計画保全部治山課 設計指導官
橋 本 徹	近畿中国森林管理局計画保全部治山課 国有林治山係長
酒 向 邦 夫	石川森林管理署 署長
竹 内 健 二	石川森林管理署治山グループ 総括治山技術官
大 倉 伸 悠	石川森林管理署治山グループ 治山技術官
吉 谷 康 佑	石川森林管理署丸石谷治山事業所 治山技術官

受託者 事務局名簿

山 本 卓 也	国土防災技術株式会社
福 田 睦 寿	国土防災技術株式会社
森 本 貴 大	国土防災技術株式会社
佐 藤 亜 貴 夫	国土防災技術株式会社
古 林 孝 史	国土防災技術株式会社
榎 本 雅 一	国土防災技術株式会社
横 田 優 至	国土防災技術株式会社

手取川上流崩壊地に関する技術検討会設置要領

(名称)

第1条 本会は、「手取川上流崩壊地に関する技術検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 検討会の事務局は、近畿中国森林管理局治山課に置く。

(目的)

第3条 検討会は、手取川上流中ノ川の崩壊地対策について、技術検討と助言を行うことを目的とし設置する。

(構成)

第4条 検討会は、別表1に掲げる委員、オブザーバーにより構成する。
2 委員の任期については、1年とする。但し、年度をまたがない。

(座長)

第5条 検討会には、座長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
2 座長は、検討会を代表し、議事を統括する。
3 座長が諸般の都合により出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(運営)

第6条 検討会は、必要に応じて事務局が招集する。
2 検討会の議事は、原則公開とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、検討会に諮って定める。

附則 この要領は、平成28年2月3日から施行する。

手取川上流崩壊地に関する技術検討会

委員名簿

委員(座長)	石川県立大学生物資源環境学部環境科学科	教授	柳井 清治
委員	京都大学大学院農学研究科	教授	小杉 賢一郎
委員	国立研究開発法人森林総合研究所 多摩森林科学園長		大丸 裕武
委員	石川県立大学生物資源環境学部環境科学科	客員教授	高瀬 恵次
委員	日本緑化工協会	理事長	中野 裕司

オブザーバー

オブザーバー	国土交通省北陸地方整備局
オブザーバー	環境省中部地方環境事務所
オブザーバー	農林水産省北陸農政局
オブザーバー	石川県
オブザーバー	白山市